

# 名張市特定保健指導業務委託公募型プロポーザル方式募集要領

次のとおり公募型プロポーザル方式を実施します。

令和6年 6月 25日

名張市長 北川 裕之

## 1 業務概要

### (1)業務の目的：

不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣が糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症等の生活習慣病の発症を招き、やがて虚血性心疾患や脳卒中などの発症に至る。それを防ぐために、対象者自身が健康状態を自覚し、生活習慣の改善のために自主的な取り組みを継続的に行えるよう支援し、生活習慣病を予防することを目的とする。

### (2)業務名：特定保健指導業務委託

### (3)業種：健康診断業務

### (4)業務場所：名張市役所（鴻之台1番町1番地）、 及び 名張市武道交流館いきいき（蔵持町里2928）

### (5)業務内容：別紙「仕様書」のとおり

### (6)履行期間：令和7年9月30日まで

### (7)予算額：3,840,760円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

内訳：令和6年9月～令和7年3月分 2,299,440円

令和7年4月～9月分 1,541,320円（債務負担済）

## 2 実施スケジュール（予定）

6月25日（火） 公告（公募型プロポーザルの募集・質問受付開始）

7月1日（月） 質問締め切り

7月5日（金） 質問回答期限

7月9日（火） 参加者申込み及び審査書類提出期限

7月10日（水） 提案者の選定通知

7月25日（木） プレゼンテーション審査の実施

7月26日（金） 審査結果通知

8月13日（火） 委託契約締結

日程については、変更する場合がある。

### 3 参加資格要件等

- (1) 名張市入札参加資格者名簿に対象業種の登録がされていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合は、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (4) 名張市建設工事等資格停止措置要領（平成7年告示第48号）に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 名張市公募型プロポーザル方式実施指針（平成21年8月1日制定）第10条第2項に記載する対象業務等の特定に応じて必要と認める事項としては、参加者の意欲向上、モチベーション維持、参加者が自分の現在の状況を客観的に把握できるための視聴覚教材や運動の体験的实施などの機会を提供できること。

### 4 手続き等

- (1) 所管室・連絡先 名張市 保険年金室

〒518-0492 名張市鴻之台1番町1番地

電話 0595-63-7445 / F A X 0595-64-2560

電子メール [hokennenkin@city.nabari.lg.jp](mailto:hokennenkin@city.nabari.lg.jp)

- (2) 質疑・回答

ア 質疑方法・期間・・・令和6年6月25日（火）から7月1日（月）までの間にF A Xまたは電子メールで提出すること（任意様式）。

電話、直接来庁による口頭での質問は一切受け付けない。

イ 提出先・・・名張市保険年金室

ウ 回答方法・・・7月5日（金）午後3時までに市ホームページに掲載

- (3) 参加申込書及び提案書の提出期限、場所及び方法

プロポーザルに参加意思のある場合は、参加申込書（様式第4号）及び提案書を次のとおり提出すること。なお、参加申込書と提案書は別綴りとする。

ア 提出期限・・・令和6年7月9日（火）午後3時まで

イ 提出先・・・名張市保険年金室

ウ 提出方法・・・持参又は郵送（期限必着）とする。なお、郵送の場合は、受

け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

エ 提出部数・・・参加申込書 1部

提案書 正本1部、副本7部

オ 提案書の構成（a～cの順で綴ること）

a) 提案書（様式任意） 表紙に社名を記載すること。

別紙・特定保健指導業務委託プロポーザル評価基準書の1～8の項目について順に記述すること。

b) 会社概要及び財務状況関係書類

所在地、資本金、事業内容、社歴、過去3年間の財務状況等が確認できるもの。

c) 見積書（様式第5号）及び見積内訳書（履行期間内において、別紙仕様書に定める内容の実績を想定した場合の金額とすること）。

（4）提案者の選定について

発注者は、参加資格要件等に基づき、参加申込書を提出した者の審査を行い、当該参加申込書を提出した者の中から提案者を選定し、選定された提案者は後日開催するプレゼンテーション審査に参加できるものとする。

5 プレゼンテーション審査について

（1）事業者のプレゼンテーション審査

発注者が設置する名張市特定保健指導業務委託事業者選定委員会において、提案書等の内容について、評価基準に基づき書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。

ア プレゼンテーションの時間は、事業者につき1時間以内とする。事業者による説明は30分以内とし、その後30分以内の質疑応答時間を設ける。プレゼンテーションに必要な機材等は各自準備すること。

ただし、パソコン・プロジェクター・スクリーンは、発注者で準備する。当日のプレゼンテーションは非公開とする。

イ 評価基準は、別紙「特定保健指導業務委託プロポーザル評価基準書」のとおりとする。

ウ 最適任者の決定

各選定委員の総合評価点の合計が最も高い提案者を最適任者とする。点数の同じ者が2者以上あるときは、見積金額の低い提案者を最適任者とす

る。ただし、各選定委員の総合評価点の合計が、各選定委員の総合評価点満点の合計の1/2未満の場合は最適者を選定しない。

## エ 審査結果通知

審査結果は審査終了後、後日、全提案者に書面で通知する。

## (2) プレゼンテーション審査の失格

次の各号のいずれかに該当する場合には当該提案者を失格とする。

ア プロポーザルへの参加資格要件を満たしていない場合又は、満たすことができなくなった場合。

イ 提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合。

ウ 提案書等に定められた提出方法、提出期限などの条件に適合しない場合。

エ 提案書等に記載された事項が提出条件に適合しない場合。

オ 提案書等に記載を求められた事項の全部または一部が記載されていない場合。

カ プレゼンテーションに出席しなかった場合。ただし、交通機関の事故等やむを得ない理由で出席できなかった場合を除く。

キ 見積金額が予算額3,840,760円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を超える場合。

ク 選定委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらと密接な関係を有することが判明した場合

## 6 契約について

(1) 最適者との協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進めるものとする。

なお、提案内容は、協議により必要が生じた場合に修正することがある。

(2) 契約締結予定日 令和6年8月13日(火)

(3) 契約保証金

提案書の採用者は、名張市契約規則(平成11年規則第20号)第35条に基づき、契約締結時に契約保証金を納付する必要がある場合がある。

## 7 結果の公表

審査結果については、プロポーザル方式審査結果調書に記載して、市ホームページにより公表する。

## 8 その他

- ( 1 ) 提案書の作成等、プロポーザル参加に際し必要な経費は、提案者の負担とする。
- ( 2 ) 提案書等の著作権はそれぞれの製作者に帰属するが、プロポーザルの実施上必要な場合は、無断、無償で複製を作成する場合がある。
- ( 3 ) 参加申込書の提出期限以降の参加申し込みは認めない。
- ( 4 ) 提案書の提出期限以降の書類差し替え、追加及び再提出は認めない
- ( 5 ) 最適任者の提案内容は、本市との協議の上、変更することができる。
- ( 6 ) 提案書等提出された書類は、一切返却しないものとする。
- ( 7 ) 審査結果に関しては、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）における審査請求の対象外とする。
- ( 8 ) 提案書等提出された書類は、「名張市情報公開条例」（令和元年12月20日条例第23号）に基づき情報公開の対象となる（法人その他の団体（国、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除く）。

# 質 問 票

名張市 保険年金室 行

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

TEL.

FAX

Mail

下記業務委託にかかる公募型プロポーザル方式実施に関し、下記のとおり質問事項を送付します。

業務名：特定保健指導業務委託

## 【質問事項】

件 名	
関係項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・公募型プロポーザル方式募集要領 ( ) ページ ( ) の ( )</li><li>・業務仕様書 ( ) ページ ( ) の ( )</li><li>・その他</li></ul>
内 容	
備 考	

質問事項は、本様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔明瞭に記入してください。

本質問票は、名張市保険年金室まで送付してください。

FAX : 0595-64-2560      Mail : [hokennenkin@city.nabari.lg.jp](mailto:hokennenkin@city.nabari.lg.jp)

参加申込書

年 月 日

名張市長 様

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

公募型プロポーザル方式による提案者の募集について、参加を申し込みます。  
なお、参加申し込みにあたっては、名張市特定保健指導業務委託公募型プロ  
ポーザル方式募集要領3の(1)～(5)の参加資格要件をすべて満たしている  
ことを申し添えます。

記

- 1 業務名：
- 2 名張市入札参加資格者名簿への登録の有無： 有・無
- 3 必要とする技術者の状況
- 4 同種又は類似の業務等の実績
- 5 当該業務等の実施体制
- 6 その他必要と認める事項
- 7 その他(参加申込みに当たり特筆すべき事項等があれば記入)
- 8 連絡先  
担当者氏名：  
電話番号：

年 月 日

名張市長 北川裕之様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

見積者

印

## 見 積 書

見積金額	
------	--

「見積金額」は税込の金額を記入してください。

件 名

場 所

上記金額で名張市契約規則(平成11年名張市規則第20号)によって見積  
します。

注意事項 見積金額は、アラビア数字で表示し、数字の前に¥の記号  
を付記すること。

特定保健指導業務委託プロポーザル評価基準書			
評価項目	評価基準	評価点	
1	法人・団体の状況、業務受託実績	会社の規模、財務状況、これまでに行政から特定保健指導業務委託の経験や民間企業等からの同様な業務の受託実績があるか。	10
2	組織体制、管理者等	現場に責任者を配置するなど、指揮命令系統が明確であり、発注者との連絡調整が的確に行えているか。 ○特定保健指導の内容がわかる書類や報告書、請求書や KML データの送付が速やかに行える体制であるか。	10
3	業務体制	業務に関連する法律、規則等、業務の流れを熟知した専門職員を配置とその質の確保等が的確に考慮されているか。	10
		業務遂行上発生した苦情やトラブルへの対応について、具体的な対応策を示しているか。	10
4	利用率の向上	利用勧奨の方法、利用したくなる・関心を引く工夫、途中脱落を防ぐための工夫等	20
5	保健指導等の実施能力・効果	○保健指導の教材・プログラム、実施報告の内容・充実度、医療機関受診勧奨の工夫等	10
6		視覚教材等を用いた効果的な保健指導を行い、生活習慣改善の意欲の向上につながる具体的な取組方法が提案されているか。	10
7	見積金額	費用対効果が見合っているかどうか。	10
8	個人情報保護	個人情報保護に対する認識やその漏洩防止策等について具体的に考慮されているか。	10
		総合評価点	100